

命を守る！！

住宅用火災警報器

～設置・点検していますか？～



住宅用火災警報器の設置が高齢者の命を救う！

住宅用火災警報器は、津市火災予防条例により、平成20年6月からすべての住宅で**設置が義務化**されています。また、古くなると電池切れなどで機能しなくなることがあるので、定期的な点検や機器の取り換えなど、**維持管理についても義務化**されています。電池の寿命は約10年といわれ、すでに一部の家庭では取り換え時期が来ています。

設置義務です
住宅用火災警報器



住宅火災において高齢者の逃げ遅れによる死亡が多発！

- 死者の約7割が65歳以上の高齢者
- 死因の多くは、就寝中などの逃げ遅れ



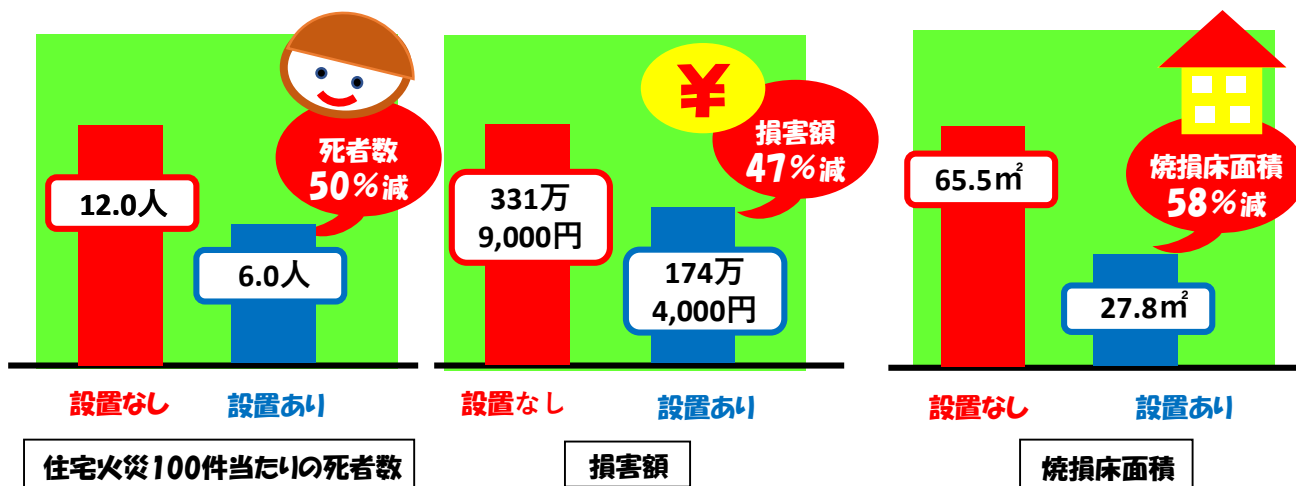
住宅用火災警報器を設置し早期避難！

住宅用火災警報器を設置していると、火災を警報音等でお知らせし、初期消火や素早い避難をすることができます。

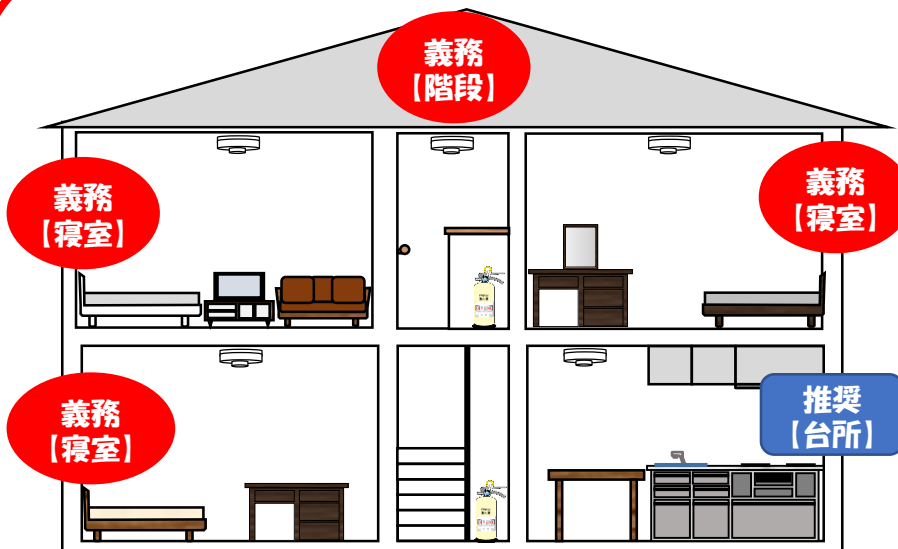


住宅用火災警報器の設置効果

※総務省消防庁による令和2～4年の火災報告から集計



住宅用火災警報器の設置場所



住宅用火災警報器は、火災の煙を感知する「煙式(光電式)」と火災の熱を感知する「熱式(定温式)」があります。

寝室(義務)

普段就寝に使用する部屋に取付けます。
(煙式を設置します。)

階段(義務)

寝室がある階の階段上部の天井または壁に取付けます。
例 2階に寝室がある場合は取付けが必要です
(煙式を設置します。)

台所(推奨)

火を使うことが多い場所です。設置することをオススメします。
(熱式をオススメします。)

住宅用火災警報器の点検・交換方法

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属のひもを引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

反応しない場合は、すぐに**交換**しましょう！

●交換の目安は10年

設置から**10年**以上の場合も**交換**しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換時期で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。

点検方法



ボタンを押す



ひもを引く

悪質な訪問販売や点検にご注意ください

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売・点検してお金を請求することは絶対にありません。



購入場所について

防災機器販売店や、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。
(取り付けを合わせて依頼できるお店もあります。🔧)

問い合わせ先

津市消防本部予防課 TEL 059-254-0356
中消防署 TEL 059-226-2323
西分署 TEL 059-253-6771
安濃分署 TEL 059-268-5119
北消防署 TEL 059-232-3092
河芸分署 TEL 059-245-0119
芸濃分署 TEL 059-265-2500

久居消防署
南分署
美里分署
香良洲分遣所
白山消防署
一志分署
美杉分署

TEL 059-254-1111
TEL 059-234-3512
TEL 059-279-2136
TEL 059-292-2157
TEL 059-262-1044
TEL 059-293-0279
TEL 059-274-0200